# 令和元年十月十一日から同月二十六日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令 （令和元年政令第百四十二号）

#### 第一条（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

次の表の上欄に掲げる災害を激甚じん  
災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

#### 第二条（法第十二条第一項の政令で定める日の特例）

前条の激甚災害についての法第十二条第一項の政令で定める日は、激甚じん  
災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号。以下「令」という。）第二十四条の規定にかかわらず、令和三年四月三十日とする。

#### 第三条（法第十二条第一項第一号の政令で定める地域等の特例）

第一条の激甚災害についての令第二十五条（令第四十八条において準用する場合を含む。）及び第二十七条の規定の適用については、令第二十五条中「激甚じん  
災害により災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第一条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する被害が発生した市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。次条及び第二十七条において「激甚じん  
災害による被災区域」という。）」とあり、及び令第二十七条中「激甚災害による被災区域」とあるのは「岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県の区域」と、同条第一号中「加工施設」とあるのは「加工施設、販売施設」とする。

#### 第四条（法第二十五条第一項ただし書の政令で定める日）

第一条の激甚災害についての法第二十五条第一項ただし書の政令で定める日は、令和三年四月十日とする。

# 附　則

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（令和元年一二月四日政令第一七一号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（令和二年四月三〇日政令第一四九号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（令和二年一〇月九日政令第三〇六号）

この政令は、公布の日から施行する。